

吉賀高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 文（学習）武（部活動）の両立を図り、学校生活の充実を目指す。
- (2) 他者と協働的に活動を進める中で人間性を高める。
- (3) 活動等を通し、自ら考え行動することが社会貢献につながることを体得する。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

- ①体育系 サッカー部（男）、バレーボール部（男女）、ソフトテニス部（男女）
陸上競技部（男女）
- ②文化系 写真部、文芸部、茶道部、華道部、音楽部、美術部

(2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間 学期中 平日3時間程度 週休日等4時間程度
長期休業中 4時間程度

※ただし、大会・コンクール前や大会期間中においてはこの限りでない。
その際は他の期間で活動時間を短縮するなど配慮すること。

- ②休養日 週当たり1日以上とする。
- ③その他 夏季・冬季休業中は3日以上長期休養期間を設ける。
原則として、定期試験発表から試験終了までは、活動を中止する。
総体前の活動については、保護者承諾のもと、30分間の延長を認める。
定期試験の試験発表日以降の部活動については、一定の条件を満たす場合、
1時間程度の活動を認める。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。